奈良工業高等専門学校広報用デジタルデータの取扱いに関する申合せ

令和5年9月14日制定

(目的)

- 1 広報センターが所有する写真および動画データ(以下、「デジタルデータ」という。) を利用するにあたり、適切な取扱いを定め、広報に資することを目的とする。 (対象)
- 2 広報センターが広報を目的として撮影し取得したデジタルデータ、または業者等に 委託して所有権等を取得したデジタルデータを対象とする。

(利用および管理)

- 3 各部署において、業務遂行上必要と認められる場合に以下のとおりデジタルデータ を利用できるものとする。
 - 一 公序良俗に反しない範囲での利用であること。
 - 二 学外者による利用は原則禁止とする。但し広報センター長が認めた場合はこの限りではない。
 - 三 私的な利用は禁止する。
 - 四 デジタルデータの編集や加工は公序良俗に反しない範囲で可能とする。
 - 五 利用するデジタルデータは適切に管理すること。

附則

この申合せは、令和5年9月14日から施行する。